

令和7年12月
千早赤阪村議会予算常任委員会
会議録

開会 令和7年12月10日

閉会 令和7年12月10日

千早赤阪村議会

令和7年12月予算常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和7年12月10日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委員 長	南 本 齋	委員	中 野 智 子
副 委 員 長	尾 崎 充 宏	委 員	畑 智 恵 美
委 員	田 村 陽	委 員	建 石 和 則
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	総務政策課長	菊 井 秀 行
副 村 長	西 井 秀 孝	秘書財政課長	北 浦 信 行
教 育 長	大 門 和 喜	自治防災課長	尾 谷 浩
地域活性化推進担当部長	日 谷 順 彦	会計管理者兼税務課長	倉 真
総 務 部 長	池 西 昌 夫	住 民 課 長	酒 見 健 司
民 生 部 長	中 野 光 二	福 祉 課 長	山 谷 光 代
産業建設部長兼災害復旧室長	下休場 健 司	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
教育委員会事務局理事兼教育課長	森 田 洋 文	こ だ も 課 長	上 田 訓 士

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付託事件

1. 議案第64号 令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）
2. 議案第65号 令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
3. 議案第66号 令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）
4. 議案第67号 令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

午後1時15分 開会

○南本委員長 ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、令和7年12月予算常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は補正予算4件です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けておりますので、省略いたします。

審査は1議案ごとに担当者より説明していただき採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第64号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書財政課長。

○北浦秘書財政課長 議案第64号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,365万1,000円を減額し、46億8,225万5,000円とするものでございます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為の補正でございます。

まず、追加分です。

議会だより印刷製本業務及び広報紙印刷製本業務は、令和8年度分の作成に伴う費用でございます。

令和8年度税制改正に伴う住民税システム改修業務は、個人住民税システムの令和8年度向け税制改正に対応するためのシステム改修委託料でございます。

B&G海洋センター高圧受電設備更新改修工事及びくすのきホール高圧受電設備更新改修工事は、B&G海洋センター及びくすのきホールのキュービクルの更新に伴う費用でございます。

健康診断等委託料は、令和8年度の各学校の生徒及び教員の健康診断等に伴う費用でございます。

くすのきホール図書室図書システム更新業務、小学校図書システム更新業務及び中学校図書システム更新業務は、各施設の図書システムの更新に伴う費用でございます。

次に、変更分です。

戸籍システムの標準化・共通化に係る事業は、標準化移行時期変更に伴うものでござい

ます。

千早赤阪村コミュニティバス運行管理業務は、運行委託料の値上げに伴う限度額の変更でございます。

地域公共交通利用料助成事業は、利用者見込みの増に伴う限度額の変更でございます。

4市町村公共交通活性化協議会負担金は、負担金の増に伴う限度額の変更でございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表地方債の補正です。

小学校スクールバス運行事業につきましては、過疎対策事業債ソフト分の限度額変更に伴い起債の限度額を変更するものでございます。

次に、事項別明細書についてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

歳出でございますが、14ページから19ページに係る各科目の職員人件費及び会計年度任用職員人件費の補正につきましては、職員採用及び最低賃金の上昇による補正であるため説明を省略させていただきます。

14ページをご覧ください。

総務費の車両管理費は、ガソリン代の不足による増額でございます。

村制施行70周年記念事業費は、村制施行70周年記念ロゴマーク、キャッチフレーズの募集及びイラスト作成に係る費用の増額でございます。

住民情報系ネットワーク運用事業費及び住民情報系住民処理事務費は、標準化移行時期変更に伴う減額でございます。

内部情報系ネットワーク運用事業費は、プリンタートナーの単価増及び庁内パソコンの不足による増額でございます。

民生費の身障更生医療関係事業費は、更生医療費の実績見込みによる増額でございます。

介護・訓練等給付事業費は、障害福祉サービス費等の実績見込みによる増額でございます。

障害児施設措置（給付）等事業費は、障害児施設措置（給付）等事業費の実績見込みによる増額でございます。

介護保険総務費は、介護報酬改定等に係るシステム改修に伴う増額でございます。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計第2号補正に伴う繰出金の増額でございます。

後期高齢者医療特別会計繰出金は、後期高齢者医療特別会計第1号補正に伴う繰出金の増額でございます。

16ページをご覧ください。

衛生費の国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金は、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）第4号補正に伴う繰出金の増額でございます。

予防接種事業費及び母子保健事業費は、国庫補助金等の実績確定に伴う返還金の増額でございます。

土木費の地域公共交通事業費は、地域公共交通利用補助事業の申請者の増及びデジタルチケット実証実験の実施に伴う郵送料の増額でございます。

消防費の消防施設維持管理費は、可搬ポンプ用充電器の故障による備品購入費の増額でございます。

18ページをご覧ください。

教育費の教育指導費は、校務システム用パソコンのOffice更新に伴う増額でございます。

中学校管理運営事業費は、既存プリンターの不調に伴う複合機使用料の増額及び消耗品費の減額でございます。

くすのきホール管理運営事業費は、くすのきホールのキュービクルの更新時期の見直しによる減額でございます。

海洋センター管理運営事業費は、B&G海洋センターの空調LPガス及びグランピング施設の水道利用増に伴う増額でございます。

次に、12ページをご覧ください。

歳入でございます。

民生費国庫負担金は、更生医療負担金、障害児施設措置費負担金及び障害福祉サービス等負担金でございます。

総務費国庫補助金は、デジタル基盤改革支援補助金及び子ども・子育て支援事業補助金（制度施行準備事業費）でございます。

民生費国庫補助金は、介護保険事業費補助金でございます。

民生費府負担金は、更生医療負担金、障害児施設措置費負担金及び障害福祉サービス等負担金でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

諸収入は、旧野外活動センター水道代でございます。

村債は、小学校スクールバス運行事業債でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。

まず、キュービクルからお伺いしたいと思うんですけど、くすのきホールキュービクル関連というのは、これまで何度か予算計上といいますか、お聞きしてると思うんですね。いつまでたっても話が出てくるなというのが、正直な実感として、現状、このくすのきホールのキュービクル、この更新というのはどういう状況なのか、その説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 くすのきホールのキュービクルの設備等々でございすけれども、これまでご指摘のとおり何回か更新等々行っておるところでございすけれども、キュービクルにつきましては毎月点検を行いながら毎年大きな点検ということで不良箇所等々を指摘も受けながら、受けたところについては全庁的な財政の状況も踏まえて予算計上してしまして改修等やってるんですが、今回、令和7年度の当初予算で一定額計上しておったんですけども、このたび入札かけた時点で中身の変圧器、その規格が省エネ基準に令和8年4月から変わるということで指摘を受けて入札が不調になったところでございまして、改めて今年度の予算、減額させていただいて令和8年度に工事更新を行うために今回債務負担の補正をお願いしたというところでございす。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。変圧器の規格が変わったということなんですけど、今回でしたら962万5,000円の減額ですよ。一方、債務負担のほうを見させていただくと1,970万円ということで大体倍ぐらいの金額になってますよね。これも変圧器の規格が変わったということが理由で金額がこれだけ上がったということなんですか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回、新たな省エネ基準の新規格に変わるということで再度事業者、複数社から見積りを徴収いたしまして債務負担の補正ということで計上させていただいたんですが、一番高くなった理由でございすけど、今回、変圧器5つを変えるんですけども、もともと令和7年度で予算計上しておりましたのから倍以上の金額になってまして、当初500万円程度が1,100万円程度になったということで、

事業者さんにもいろいろ聞いてたんですが、やはり新基準になるということで非常に性能的には省エネタイプということで新しい機械で部品になるということで複数社取っても同様の見積り算定をいただきましたので、非常に倍以上というような金額になっておりまして、あと人件費等々も若干上がっておりまして、それも含めましてこのような債務負担の補正となったところでございます。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。たしかエアコンでも2年後ぐらいからまた基準が変わってとかという話も出てますもんね。だから、それと同じような話なのかなというふうに理解させていただきました。

あと続いて、B&Gの水道料金のほう、これも金額が大きいので、想定から10倍ぐらいになってしまってるという状況で、これもどういう状況なのかというのをご説明いただきたいと思います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この野外活動の水道代なんですけれども、今年の2月から株式会社LDKプロジェクトにお貸ししましてプライベートサウナ付グランピング施設ということで今年の2月からオープンしました。私ら総務政策課のほうではサウナということだったので、水の使用のほうはあまり使わないだろうと見立てしてしておりまして、実際ジャグジーとかいろいろありまして、結局水道料金が想定よりもかなり多かったのが事実です。実際、この水道代につきましては、入りにも入れさせてもらってるように、そのかかった実費用につきましては、そのLDKのプロジェクトのほうから頂いております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ありがとうございます。水道料金は支出としては計上されているけれども、同時に入りのほうもということで、村の負担は特に新たに発生するものではないということで理解させていただきました。

じゃ、一旦ここで。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 総務政策費と住民課の住基ネットワーク運用事業に関して標準化移行時期の変更に伴う減ということで次年度にそれを送る、これ債務負担行為というんですか、という形でされていますけれども、これは国の標準化に関する事業のことでしょうか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 予算書の15ページ、住民情報系ネットワーク運用事業費というところに書かれている標準準拠システムの移行については、おっしゃってる標準化に伴うものでございます。この減額につきましては、もともと今年度中にシステムを改修し運行する予定だったんですけれども、整備するに当たり想定外というか予定どおりいかなかった部分がありまして、その時期をずらしたことによって7年度につきましては費用がかからず、また8年度に向けて費用がかかってくるということになります。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。システムの運用、ネットワークの整備が順調には進まなかったというふうに理解したんですけれども、そのうまくいかなかった理由、原因というのはどういうことであって、次年度に先送りするということですが、次年度には確実にそれが整備されるという見通しがあるのでしょうか、伺います。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 まず、予定の今年度システム運行するという事で遅れた理由ということなんですけれども、遅れた理由としましては、ベンダーのほうに確認したところ、標準化に伴いいろいろ変更点のところの指摘というか、国とベンダーとのやり取りの中でなかなかそれぞれのシステムのプログラムというのがありますので、そういったところの調整というか、そういうところがうまくいかなかったということで予定どおり進まなかったということと、今、延期しまして来年の令和8年10月からシステム移行しまして大体11月から運用する予定で進んでるんですけれども、前回先月調整会議の中では予定どおり進んでいると。また、この標準化につきましては、豊能町、島本町、河南町、村のこの4市町村でこのベンダーを使わせていただいているんですけれども、一応順番に河南町から島本、豊能という形に行きまして、最後、村が10月に移行するという事になっております。河南町のほうは、一応予定どおり進んでいるということでしたので、村も予定どおり行くのかなと考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。分かりました。

それから、福祉課と秘書財政課のほうで、まず介護保険の総務費ということで介護報酬等に係るシステムの改修による増というのが計上されていますけれども、これはどういう内容のシステム改修でしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護保険のシステム改修の内容ですけれども、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴いまして介護保険料に係るシステムの改修費用ということになっております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 給与所得というのは、雇用されている方の給与所得が介護報酬とどういうふうに関係するのか、すみません、ちょっとよく分からなかったので、説明をお願いします。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護報酬等の変更に伴うということなんですけれども、国の補助金の名称が介護報酬改定等に伴うシステム改修事業ということですので、説明のほう、介護保険報酬改定ということで説明させていただいたんですけれども、実際のところ介護保険料算定に伴いまして令和7年度の税制改正対応に伴うシステム改修で給与所得の控除の最低保障が55万円から65万円に引上げになったことによって介護保険料の算定に係るシステムを改修するという事業になります。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。そういう改修というのは一般会計予算のほうで計上されていますけど、介護保険事業のほうで計上されるものではなくて一般で扱われるものなんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護保険の事務費ということで、一般会計のほうでこれまで計上のほうでさせていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。事務費としては一般会計のほうで扱うということになってるんですね。ありがとうございます。

それから、そのもう一つ次の介護保険特別会計繰出金として上がってますが、この第2号補正に伴う増というのはどういう意味なのか教えていただきたいと思います。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 こちらのほうは、介護保険特別会計補正予算のほうで上げさせていただいた介護保険のサービス費用の村負担分を一般会計から繰り入れていただく費用になります。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございました。そこのところは理解いたしました。

それから、国民健康保険特別会計の診療施設勘定のところ、第4号補正に伴う増ということで内容見たら、送迎事業に対する増ということになっておりますけれども、これはどういう具体的な内容なのかをお伺いします。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、国民健康保険の特別会計の第4号補正のほうで後ほど説明させていただこうと思っている内容でございますけれども、今現在、国民健康保険診療所で送迎サービスをしております。そちらのほうが当初予定していたよりも送迎件数が増えましたので、そちらに係るシルバー人材センターにお支払いする委託料のほうも年度内不足するということで増額補正と、それに伴う運行のガソリン代のほうも走行距離のほうも延びておりますので、それを見込みまして特別会計のほうで補正しております、それに対する繰入れを一般会計よりしていただくということで今回上げていただいているところです。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。ということは、もともとは国民健康保険の特別会計の内容で、その上げてた分が不足してそちらから賄えないので一般財源のほうから補填するというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 診療事業につきましては、事務経費につきましては、一般会計より繰り入れていただいておりますので、そちらの分の経費については必要経費のほうを一般会計のほうで用意いただいているというところでございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。ということは、送迎事業というのは診療所さんが独自で取り組む事業ではなくて村としてそこを支援している事業であるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 委員おっしゃるように、こちらにつきましては、国民健康保険診療所をより多く受診していただくという、村のほうで言いましたら事業のほうを構築して、その費用については村のほうで言いましたバックアップするという形で村のほうで予算立てて計画をしております。

以上です。

○畑委員 ありがとうございます。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 今回の質問に対してのお答えありがとうございました。畑委員さんの質問にあったように、送迎というのは本来はその診療所本体がやるものであって、本村は村の診療所として丸投げして全部を今診療所のほうにお願いしてるわけですね。そしたら、送迎も本来は村の診療所、委託された側が主となってやるべきものではないかなと思うんですが、それはいかがお考えでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、こちら指定管理のほうをお願いするに当たり条件に入れるかどうかというところもありますが、もうそもそも29年度に前指定管理者を入れたときに受診者数が非常に減ったという経過がございました。そちらで、より村の診療所を知っていただかなければいけないというところの部分で村のほうが事業を展開したわけがございます。実際、人員確保とかそこら辺の経費とか受託していただけるとか、そういったいろんな要因もございまして、今も現在村のほうでサービスの一環ということで一旦村のほうで事業を展開させていただいてる状況でございます。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 診療所に関しては、本来、自分のところで送迎する場合は、その診療所が全責任を負うということになり立っていると思うんですが、その送迎部門だけを村が別に行うということは法律上はどういうふうになるかがちょっとよく分からないんですが、本来は送迎する際は医師会に申請を出してというのはやらないんですか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらにつきましては、そこまでの制約のほうはございませんので、一応無償でさせていただいてるという部分については、道路の運送法とかの許可も必要ございませんので、こちらのほうはシルバー人材センターを活用して、より丁寧に利用促進していただくために村ができることをさせていただいてるというところで事業の展開をしているところでございます。

以上です。

○南本委員長 中野委員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 先ほど内部情報系の話、標準化移行時期変更の話が出てましたけども、今回、債務負担行為で令和8年度向けの税制変更に対応するためシステム改修委託料を1,

171万7,000円、これ上がっておりまして、結構金額が大きいなと思うんですけども、これ標準化移行した際、別個なんですかね、別に、全然関係はないんですかね。

○南本委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 こちらにつきましては、標準化のほうは全国で仕様を統一していくということですので、こちらの税制改正のほうは、また住民税の税制改正に伴うシステム改修ですので、別の扱いになりますので、予算としても別扱いというふうになっております。

○田村委員 そこまで僕は理解してるわけではないので誤解があったら申し訳ないんですけど、税制のシステムというのも標準化したら、それはもう標準化の際に変わってしまっ、今回の債務負担で改修する部分、これが今度無駄になってしまうんじゃないかなというのが僕は懸念でお聞きしてるんですけどね、そのあたりの標準化になっても現状の税のシステムというのとは変わらないんですか。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 タイミングにもよるんですけども、多分おっしゃってるのは、標準化は来年の10月から、税は来年の春に納付書を出したりするので今年度中にシステム改修ということになってますので、システムを税のほうで一旦春の段階で改正しまして、システム改修しまして、今度10月のときの改修するときに言うてる税の分も含めて一緒に標準化していきます。だから、2段階というような形に思っただけたらと思うんです。もし仮に標準化が先に来年の1月に、もししたとしても、税制改正につきましては春に向けてその分のシステム改修料というのは別に発生しますので、別々のものと思っただけたらと思うんです。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 この住民税システムの1,171万7,000円、債務負担行為ですよ、実際には、これ、改修というのは8年に行われるんじゃないですか、8年度に。違う。

○南本委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 改修自体は、今回の議会のほうで債務負担行為認めた場合のスケジュールでございまして、制度改正に間に合うように1月以降には契約をしまして、今のシステムの改修と最終的な検証の完了が早くても8年6月となりますので、1月から6月ぐらいの工事でシステム改修を行う予定となっております。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。じゃ、今、一番気になるのは、金額も大きいし、標準化するときに今回の改修というのが、もしかしたら10月までやったら、6月から10月やったら僅か4か月ぐらいの話になってしまいますわね、それで1,170万円だったら高いなと思ったというところなんですけど、この1,170万円の財源というのは、これは国が見てくれるんですかね。

○南本委員長 倉課長。

○倉会計管理者兼税務課長 財源につきましては、基本的には一般財源となりますけども、システム関連で普通交付税が入りますので、別途普通交付税の対応となります。

以上でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

井上委員。

○井上委員 先ほど田村委員が質問されたキュービクルなんですけど、この債務負担行為のところ、上にもB&G海洋センターというのもあるなんですけど、これも同じような事業なんですかね。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 B&G海洋センターにつきましては、非常に機器も老朽化も進んでまして、当初来年度の当初予算で計上する予定をしておったんですけども、今回くすのきホール、債務負担を行うに当たってできるだけ安価に早く進めたいというところもございまして、抱き合わせたほうが少しは経費節減になるであろうということで財政協議を行いまして債務負担の補正としたところでございます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。先ほどの質問の中で省エネ基準云々とあったんですけど、これって大分前から分かってたんですか、それとも急にこういう形になったんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回の省エネ基準の導入につきましては、当初くすのきホールで令和7年度当初予算で入札まで行ったんですが不調になったということで、不調の原因、事業者さんから聴取したところ、新たな基準で旧機種が調達できないということが分かりました。それで、一定新しい基準が令和8年4月からスタートするんですけども、非常に恐らく年度当初発注が多くなって、なかなか製造も期間がかかるということもございましたので、今回債務負担で準備をできるだけ早い段階で進めたいという

こととございます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。

あと、この歳出のところの総務政策課の地域公共交通利用補助事業の申請者増及びデジタルチケット実証実験のところの郵送料の増というのがあるんですが、関連はあまりないかも分かんない、以前、以前というか今年かな、今年の分のチケットを送ってもらってたんですけど、利用者のところに届いたのが、こんなでっかい封筒に下のほうにチケットがちょろっと入ってる状態で来たとかというてえらい怒られたんで、こんなんちょっと無駄なんちゃうんかということ言われたんで、一言、言っときます。

あとその下にある可搬ポンプ用充電器の故障による購入費の増というのがあるんですけど、これはどういうことなんですかね。できたら、ちょっと分かりやすく。

○南本委員長 尾谷課長。

○尾谷自治防災課長 こちらの備品購入につきましては、各消防団の可搬ポンプのほうの自動充電器、これ各団にそれぞれ1台配備のほうをさせていただいておるんですけども、故障によりまして今年度事務局のほうで予備で持っておった3台分が全て各団に配布し直したということがございまして、今予備がもうなくなってる状態でございます。それに伴いまして今後の故障の対応としまして予備分を購入すると、3台分を計上させていただいてるところでございます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。可搬ポンプって、要は今回消防団が活動で持って歩くやつですよ。言うたらセルで使用するんでバッテリーが要ると、その充電用ですね。分かりました、ありがとうございます。

その下の校務システム用パソコンのOffice更新に伴う増というのがあるんですけど、これも急にこんな形になったんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回のソフトウェアのライセンスの件なんですけれども、12月で今月でライセンスの使用期間が過ぎるんですけども、非常にマイクロソフト社のライセンスについては価格が変動しまして、当初予算で計上するにも金額が為替レートの関係もございまして決まらなくて、12月の更新時期の私ども導入しておりますのは10月に価格決定されるということで今回補正をお願いして確定しましたので計上

させていただきます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。ありがとうございました。

あと次のページで、債務負担行為かな、教育課で、図書システムが3本立てであるんですけど、金額がごっつい違うのと、同時にされるという何か理由とかってあるんでしょうか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 今回、更新いたします各図書システムですけれども、一定連携というか図書の発注等々の同じシステムを使っておりまして、毎回同じシステムを使っておるといところでございます。システムの使用期限が3月までで切れることから準備を進めていきたいと思っております債務負担をお願いしたところでございます。

以上です。

○南本委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございました。これが3つあるんですけど、全然別物ということなんですよね。金額が結構違うというのは、何か理由があるんですか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 まずは、くすのきホールの図書室は、我々くすのきホールにある図書のシステムでございまして、小学校は2校のシステムに係る経費、中学校は1校の分です。各学校の分は学校図書室の管理ということで子どもたちが直接学校の図書を借りるシステム化をしております、その分の更新ということでございまして、蔵書数等々もございましてシステムの中身も違いますので、ちょっと金額の差も出るというところでございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 今、井上委員が聞かれていた図書室の図書システム更新料なんですけど、まず1つ、これも先ほど井上さんおっしゃっておられたように当初で分かった話じゃないのかなと。なぜ当初ではなく補正という形になったのか、その点をお伺いします。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 更新につきましては、当初から7年度末で使用期限切れるということは分かっておるんですけども、これも金額、価格のシステム料金

のほう、事業者さんにもいろいろ問合せもしておったんですが決定してなかってございまして、そういう理由もございましたんで、このたび一定見積りをいただけるようになりまして、このタイミングで債務負担ということをお願いするものでございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 補正というのは理由は分かりました。ただ、考えたら、うちの図書室の規模で834万円、高いなと正直思いました、これは金額的には、もうどうしようもないんですかね、どうしようもないというか、大きな富田林さんとかのあの図書館とも同じような形になるからこんだけの金額になってしまうという理由なんですか。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 おっしゃるとおり、うちの図書室ですね、2万冊程度の蔵書数と比べて市さんとか府さんの図書館に比べると非常に少のうございます。もちろんそのシステムの負荷かかる分というのは私ども小さいわけで、私どもパソコンベースで処理できる容量でございまして、やはり大きな規模になりますとサーバー等々必要な部分もあろうかと思しますので、そこらは価格差はございます。一定この金額につきましては5年間の使用料でございまして、ソフトウェアの使用料とパソコンの入替えという、ハードシステムの入替えということでご理解いただきたいと思えます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。

続いて、先ほどのキュービクルの話なんですけど、先ほどB&Gとセットで、そのほうが安価で契約ができるということだったんですけども、このキュービクルというのはB&Gと、くすのきホールだけなんですかね。それとも、ほかにもキュービクルというのが存在して、それを省エネ基準というのにまた引っかかってくるという話なんですかね。

○南本委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 私ども教育課のほうですが、非常に学校施設、社会教育施設も多数管理をしておるところでございまして、一定規模の電力量が必要なところの基準でキュービクルのほう設置しておるわけでございます。先ほども申し上げましたが、毎月、毎年の大きな点検もございまして、各設備の細部の機器等々、一定耐用年数とかも含めて不具合ないかということ(point check)をしていただいております中で、指摘のあった分については随時、ただ非常に高価なものもございまして、財政協議の上、随時更新等をしておるところでございまして、学校施設等につきましても、子どもたちが日々使う施設ですんで、そこらはずっと優先順位は高く財政協議しながらも先に更新をしております、あとは耐用年数等々も一定加味しながら更新をしておるというような状況でござ

います。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 僕は基本的なことが分かってなくて、要はキュービクルというものがあるのが、くすのきホールとB&Gだけなのか、それともそれ以外の施設、要は教育委員会さん所管以外のところにもキュービクルというものがあつたりして、それも更新が必要なのかというのを伺いたくって質問させていただいてるんです。その点、どなたかお分かりになればお答えいただけたらなと思いますが。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 キュービクル点検につきましては、保健センターのほうも該当ございます。保健センターのほうは平成31年の大規模改修のほうで一度入替えのほうをさせていただいておりまして、教育課同様、月々の点検と年の点検でということで不具合が生じたときとか何か改修等必要な場合は報告いただいて必要に応じて対応するというところで体制のほう整えております。

以上です。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 この庁舎につきましても新築したときにキュービクルもそういったPCBであつたりとかそういった適応したキュービクルに変更しております。

以上です。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。なかなかキュービクルというくくりで各施設を統括的に管理してる方というのは恐らく実際にはあまりいらっしゃらなくて、各施設の管理者さんが自分のところのキュービクルを管理しておられるということなのかなと思いました。さらに、庁舎とかのキュービクルは、まだ建って新しいわけですから、そういう意味でも老朽化しているB&Gとか、くすのきホールが、問題になってくるのかなというふうに理解いたしました。

また、近々の話になるのかなと思うんですけども、そういった各担当課ごとのキュービクルというよりも、もしセットで交換したほうがいいのであれば、横断的に検討していただけたらなと、もしそのほうが安くなるならですけどね、と思いました。

取りあえず以上です。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 それでは、ただいまより副委員長と委員長を交代させていただきます。

○尾崎副委員長 ほかに質問はありませんか。

南本委員。

○南本委員 少しお尋ねします。

今、田村委員からも出てましたけれども、キュービクルの件ですけれども、これは基本的には電気の電圧を変えるという大きな役目をしてるんですけども、先ほどおっしゃってました省エネ基準が令和8年度で変わるというんですけども、令和8年度から新しくキュービクルを買えば新しい省エネになると、それまでに省エネ基準は満たしてなかったとしても使っていけるのかどうか、どうしてもその基準に満たして使わないといけないのか、そのとこちょっと分かんないんで教えてください。

○尾崎副委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 新しい基準でということのご答弁させていただいておるんですけども、2026のトップランナー変圧器ということで新たな基準になるということで、これにつきましては、かねてからこれまで、今、資料見てるんですけども、数回、この変圧器のほうの規格の更新というのがされておりまして、これについてはその都度省エネ基準というのが設定されておりまして、新しくなるほどその性能が上がってくるということでございます。今回、一番最新の2026年のこのトップランナーの変圧器に変えなさいということで国のほうから新しい基準が示されておりますので、それに従わなければならないということでございます。

以上です。

○尾崎副委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。

そしたら、どうしても使えるけども国の指導で変えないといけないということなんですね。ありがとうございます。分かりました。

○尾崎副委員長 森田理事。

○森田教育委員会事務局理事兼教育課長 変圧器につきましては耐用年数が15年ということで決められておりまして、旧機種が2026年の前が2013年基準になってまして、期間まだ満たす、そのときに更新されてるところは、まだ耐用年数過ぎておりませんので交換はされないと思うんですけども、次の交換になれば2026年の基準の変圧器に変えないといけないということでございます。

以上です。

○尾崎副委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。

もう一点、15ページの施行の70周年記念事業でお尋ねしたいんですけど、前回の協議会でもご質問させていただいたんですけども、60万円予算、補正で上げておられるんですけども、この記念事業というのは、この記念行事ですよ、これって令和8年度にしないといけないということなんですけども、これはなぜ当初予算までで予算を上げてこられなかったのか、またこの60万円では絶対に事済まないと思うんで、令和8年当初予算にまた繰り入れられるんか分からないんですけども、恐らくいつされるか私ら聞かされてないんですけども、もう1年を切ってると思うんですけども、今の段階でこの令和7年度の当初予算でこういう事業をする、日にちは令和8年のいつかというのを基本的に1年前に決めとくべきではないのかなというふうに思ったりします。いろんな各自治体では年間を通して記念事業をされてる場合は、もう全て公表されてるかと思うんですけど、そのところお聞きさせていただきたいなと思います。

○尾崎副委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 南本委員がおっしゃるように70周年につきましては分かっていることではあるんですけども、事業につきましては前もってすべきであったとは思いますが、70周年事業につきましては、その1年前のときにそういった具体的などころまでは決まっていなかったということで当初予算では上げてなかったということだと思います。一応上げさせてもらったのも来年度70周年ということで何らかの形で住民のほうに周知していきたいというこちらの思いとしてありまして、こういったロゴマーク、キャッチフレーズ等を広報を通じて来年が70周年であるということを周知して広めていきたいと考えております。南本委員がおっしゃっている当初予算から計上するというところにつきましては、申し訳なく、計上できなかったということです。

以上です。

○尾崎副委員長 南本委員。

○南本委員 ありがとうございます。広く村にお住みの皆さんに周知していくということなんですけど、これはかなり重大な問題だと私思うんですね。やはり当初予算でも当然70周年が令和8年度にあるということ分かっているものですから、予算はどういう内容というのはこの7年度でこういう内容にする、ああいう内容にすると我々議員も含めているなまた相談なりもさせていただいたりとか十分な形で盛り上げていかせていただかないといけないんですけども、ただ村の方だけじゃなしに近隣の市町の方々もお呼びになるのかなられないのか、そこは分からないですけど、どういう形にされるか分からないですけど、皆さん、もう全て日にちを組んでいかれることだと思うんで、せめて日にちだけでも

いつにこの事業としてやりたいとかというふうなことを我々にも示していただいて、また我々自身も村にお住みの方にこういう事業をすることと言えるような形で今後は先々と進めていっていただけるようにしていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、これからよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○尾崎副委員長 委員長と交代します。

○南本委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 議案第65号令和7年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により事業勘定からご説明いたします。

12ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費は、令和8年4月1日に施行される子ども・子育て支援金制度に伴う電算システム変更委託料の増額でございます。

保険給付費、高額療養費の高額療養費は、決算見込みにより予算不足が見込まれることによる増額でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入でございます。

府支出金、府補助金は、高額療養費分979万6,000円に伴う普通交付金の増額でございます。

国庫支出金、国庫補助金は、電算システム変更委託料分1,661万3,000円の増額でございます。

次に、診療施設勘定でございます。

20ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、施設管理費の一般管理費は、国保診療所送迎事業における燃料費及び手数料による増額でございます。

続きまして、18ページをお開きください。

歳入でございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の総務費の一般管理費に対する繰入れによる増額でございます。

以上、説明いたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

井上委員。

○井上委員 一般管理費、13ページ、電算システム変更委託料は、さっき説明で支援金というお言葉があったんですけど、それは今回の2万円の交付金でよろしいんですかね。2万円の交付金ということでよろしいんですか。違うんですか。ちょっと詳しく説明をお願いします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 子ども・子育て支援金というのが来年、令和8年度から新たに創設される事業でございます。簡単に申し上げますと、社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくために児童手当の拡充などの財源の一部に活用するため全世帯、全経済主体から医療保険料と併せて所得に応じて拠出するという制度でございます。国民健康保険料や後期高齢医療保険、あらゆる保険料から子育てのために皆さんが分かち合って拠出いただくという制度が始まります。その制度が始まることに伴ってシステム改修が必要というような制度でございます。

以上でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 本村の場合、今回1,661万3,000円、これ一般会計のほうでも計上されてましたから、あれ別で合算して結局2,000万円近い金額が必要になってくるんですかね、これ、のかなと思うんですけども、結構おこめ券の事務費が12%だとかいろいろ言われていますけども、本村の場合、どれくらいの給付額になるんですかね。大体想定で、見込みでも分かれば教えていただきたいなと思うんですけど。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 村から住民さん向けに給付するという制度ではございませんで、逆に保険料を徴収する、国保保険料を子育て分として被保険者からいただくというような事業になります。参考にこども庁のほうは今計画的に言われているのは、段階的に令和8年、9年、10年、3か年かけて整備していこうという制度でございまして、来年度、国保につきましては大体1人当たり200円から300円程度上がるという見込みで言われております。

以上でございます。

○南本委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。取られるだけで、別に入ってはこないということですね。はい、了解いたしました。

○南本委員長 ほかにございませんか。

畑委員。

○畑委員 10ページ、11ページの歳入についてお尋ねします。

保険給付等交付金ということで府から補正として入ってるんですけども、この補正は何による補正になるのか教えてください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今、おっしゃられてるのが10ページの歳入の分の普通交付金979万6,000円の歳入につきましては、国の通常国庫補助金とかいろいろあると思うんですけど、交付金という形で入ってくるということでございます。ごめんなさい、普通交付金の979万6,000円の分につきましては、高額療養費の歳出979万6,000円に当たってます。上の1,661万3,000円につきましても一般管理費の電算システム委託料、歳出、全て100%になっております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。この保険給付交付金ということに対して国保料は村が集めて府に納入し、府から交付されるというふうに理解しているんですけども、その

際、府のほうでは基金が積み立てられています、その基金という分は村に対してはどういう恩恵があるのかについてお尋ねします。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 令和6年度から府下統一、完全統一ということで実施になっておりまして、現状、府の言うとおりの試算で今保険料率、6年度、もう組んでおりました。その中で赤字、瑕疵のないというか、その保険料率で赤字になってしまった自治体につきましては、大阪府の基金を取り崩しましてその市町村に補填するというようなことで今現状、6年度初めてですので、今後8年度、9年度以降に向けてそういうことで今考えている状況でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 その際の府からの村への交付金ってどういうふうに分けられるのか教えていただけますか。基金ではなくて交付金がどのように決められているのか、そしてそこで、もし村が黒字であれば、永久にその基金というのは村には還元されないということなんですか。だから、その基金の使い道に対しても少し府統一化ということによる村に対するマイナスがあるんじゃないかという実は懸念があって、それも含めてお尋ねしてるんですけども、まずは府からの交付金というのはどのように決められているのかというところを教えてください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 各市町村、国保事業というあらゆる事業をやっております。事業に対して基本的には幾らまでというような事業、所要見込み調査というような形で本年度幾らぐらいますというような算出の下に府下全部で府全体の予算というのが決まっております、その予算の範囲内で所要見込みに達する分は交付金として全額事業に対して交付されるというような仕組みでございます、今、基金というのは赤字になった場合、府全体で1市町村だけ赤字になってしまったとか、府の全体で国民健康保険料というのは凸凹あると思うんですけど、平均して幾らというような料率を決める中で赤字、黒字、平均してこの額という中で赤字になった団体については、そういった今言う基金を崩して補填するけどもというような形でございます。交付金については、基本的には国保事業に対して全額交付するという事業でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ご説明ありがとうございます。交付される分は分かったんですけども、本来基金って積み増していく、今、かなり大阪府のほうの基金見ると、かなりの額、毎年10億円から20億円積み上がってるというふう書いてあるんですね。今、八百何億円です

か、ちょっと桁数、ちゃんと覚えてない、かなりの額積み上げられてて、村だったら保険料すごく上がったわけですよね。逆に基金というのは保険料を下げるために使われるべきではないかと思うんですが、それについて村として大阪府に対して何らかの働きかけをされているのか、あるいはそれすることができるものであるかないか私も理解できてないところあるんですが、その辺も含めてお答えください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 各町村ブロックや中部ブロック等、各大阪府下の中でブロック単位でワーキンググループというのをやっております。そういった中で意見として今後も含めてでございますが国民健康保険料については大阪府で一つになったわけでございますので、できるだけ保険料を下げていくという中で、今委員おっしゃられるようにそういった基金だけではなくていろんな事業含めて一緒になったことのメリットというか、そういった部分を活用して、細かい話、1号線入れ、2号線入れとかという大阪府独自の財布といいますか、という部分がございますので、そこの微妙な財布のやり取りを今申し上げたワーキンググループという中で今現状も調整して、できる限り今後も住民さんに保険料を上げないような方向で検討しているところではございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

中野委員。

○中野委員 21ページの村の診療所に対するの送迎の件ですが、先ほど申し上げたんですが、基本的に村の診療所というのは今よその診療所が全面的に丸投げして行われていて、患者さんが行く行かないというのを村が誘致したので力を入れるというのも分かるんですが、例えば普通の診療所であれば送迎に関して第三者が介入してはあまりいけないという仕組みがありまして、それを多分村だから送迎をしてもいいというふうになっているのか、私はその辺の法律的なことは分かりませんが、その村内で送迎中に事故があったときに、これは村役場というか村のほうに責任を持つということで保険料とかも設定されるのでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 こちらの車両管理につきましては、村のほうに村の保険のほうを加入させていただいてますので、村の加入する保険によりおけがをなさった方については補償させていただくという形になります。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 運転中のけがの場合はそれでいいと思うんですが、降りて診療所の敷地内を

歩いて受付に入るまでの間というのに例えば転ばれて事故に遭ったとか、そういったところが問題になると思うんです。そのためには送迎中の保険料というのは別に損害補償というのを普通は掛けるんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○南本委員長 仲谷課長。

○仲谷健康課長 病院の施設内の事故とかにつきましては指定管理者様のほうで保険のほうを加入していただいております。村の施設に関しましては村のほうの施設の保険のほうに入ってる形になっております。

以上です。

○南本委員長 菊井課長。

○菊井総務政策課長 総務政策課のほうで総合賠償保険というのを一応掛けておりまして、村の土地と施設におきましては、その損害賠償保険という形で適用されると考えてます。一応報告です。

以上です。

○南本委員長 中野委員。

○中野委員 例外となってると思いますので、一応念のために専門者の方の意見とか医療に詳しい弁護士さんに相談してそういう決め事を利用者さんにお渡しするとかということもしたほうがいいかなと思いますので。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第66号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳出についてご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

款、保険給付費、項、介護サービス費等諸費の1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などのサービス利用回数や利用者の増によるものです。

6目居宅介護サービス計画給付費は、利用者の増によるものです。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、訪問看護や福祉用具貸与などのサービスの利用回数や利用品目の増によるものです。

5目介護予防サービス計画給付費は、利用者の増によるものです。

款、地域支援事業費、項、介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問介護や通所介護の利用回数の増や利用者の増によるものです。

3項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センター職員の産休・育休取得に伴う会計年度任用職員採用によるものです。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入です。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金から、10ページをお開きください、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）までは、保険給付費及び地域支援事業費の増に伴う各負担金、補助金の増です。

繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、財源更正に伴う増です。

以上、説明といたします。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 8ページの歳入のところに第2号被保険者分という説明が、一番最初のページのとこだと介護給付費交付金、保険給付というところで第2号被保険者分というのがあって、その5番の支払基金交付金というところの内容なんですけど、この第2号被保険者、すいません、ごめんなさい、もう一回、ちょっと、もう一回、改めて、すいません。

○南本委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 畑委員、ほかにはないとおっしゃってるんで、もしよかったら質問どうぞ。

畑委員。

○畑委員 ちょっと別の内容になりますけれども、まず介護サービス給付費の補正額、予定よりも計画値よりも利用が多かったために増額ということになっておりますが、これは第9期計画で立てられた内容と比較してかなり増えてしまったということだと思っておりますが、そういう意味では計画値の見通しが十分でなかったというような判断ができると思うんですけれども、それに対してどのような見解をお持ちなのか教えてください。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今回の補正予算では、前半実績から後半の見込みを計算しまして予算不足になると考える科目に対しまして補正予算の計上のほうさせていただいております、ここに計上してない施設サービスの給付費等とかはこのままの見込みでいきますと予算不足にならない、残る見込みとしております。決算では、それらの残った予算分が余りますので、全体的に各今回補正で上げさせていただいてる居宅サービスの費用とかは計画より上回ってはおりますけれども、全体的な費用で見ますと、ほぼ計画どおりに推移するのはなかろうかところのほうでは考えております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。だから、トータルでは、とんとんになるでしょうというお話だと思いますが、サービス利用に関しての計画は、単にこれまでの経過がこうだったからじゃなくて、きちっと人口変動とかそういうところも加味した上で第10期に向けて立てていただきたいというふうには思います。

もう一つ、18ページの件についてご質問します。

この介護保険に関しての職員というのは地域包括支援センターの職員のことを指すのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 今、委員おっしゃるとおり、地域包括支援センターの職員でございます。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 地域包括支援センターの職員としては主任ケアマネ、社会福祉士、それから保健師または看護師の3名専門職を置くというふうになっておりますが、これ2名になっていきますけれども、問題はないのでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 介護保険のほうは2名となっておるんですけど、重層的支援体制整備事業のほうで地域包括支援センター職員分2名分は一般会計のほうで上げさせていただいてますので、問題のほうはございません。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、重層的支援体制整備事業のほうで2名と、今こちらの介護保険で上げられてる2名で計4名いますというふうに理解してよろしいでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 一応4名なんですけれども、兼任で社会福祉士のほうも一般会計のほうで計上のほうさせていただいております。

以上です。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ということは、この2名というのは、どの職種になるんでしょうか。

○南本委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 認知症の専門員ということで主任ケアマネ1名と、保健師1名、今回産休・育休取得しましたので、保健師の代わりにということで今回、保健師に準ずる看護師のほうを計上させていただいております。

○南本委員長 畑委員。

○畑委員 ありがとうございます。つまり地域包括支援センターの運営としては、重層的支援体制整備事業と併せての設置で問題ないということだったと思います。そのように理解させていただきます。ありがとうございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第67号令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 議案第67号令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般管理費は、令和8年度から実施される子ども・子育て支援交付金制度に伴う後期高齢者システム改修委託料でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

事務費繰入金は、後期高齢者システムの改修に伴う繰入金でございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○南本委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

畑委員。

○畑委員 先ほども国民健康保険でもあったかと思うんですけども、後期高齢者医療保険制度からも子ども・子育て支援のほうに拠出されるためにシステムを対応させる、変更させるための委託料ということですが、これ、先ほどの国保のほうもあったと思うんですが、これ、それぞれ別々に依頼されるのか、同じシステムとしてのシステムの改修の対応させるための委託料なんですけれども、これ、どのようにこの金額は見積もられているのかというところで、つまり少しでも安くできるような工夫をされているのかどうかということを含めてお答えください。

○南本委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 システムのベンダー自体は同じベンダーでございます。ただ、先ほどは国保のシステムです。今、計上させていただいてるのは後期高齢者医療のシステムです。全く別のシステムになりますので、それぞれ開発元というかパッケージというのがございまして、そのパッケージが別になってきますのでパッケージ費用がかかると。先ほどの件

もこちらの件も高額な費用になっておりますが、内容的にお見積りいただいておりますが、今申し上げた製品、子ども・子育て支援パッケージというパッケージと、あとS Eの作業料等でございます、大まか費用の一番大きな占める割合がS Eの作業料という部分がかんりの費用を占めております。クラウドしているほかの市町村も一応同額程度というのは聞いております。

以上でございます。

○南本委員長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○南本委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○南本委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○南本委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和7年12月予算常任委員会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでございました。

午後2時48分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

予算常任委員会

委員長 南 本 齋